

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

# 『士別コスモス苑』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定第0173200916号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。  
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

## 目 次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. 施設・設備の概要         | 2   |
| 2. 施設が提供するサービスと利用料金 | 3   |
| 3. 利用の中止・変更・追加      | 5   |
| 4. 苦情の受付            | 5   |
| 5. 事故発生時の対応         | 5   |
| 6. 施設利用の留意事項        | 6   |
| 7. 施設・設備の使用上の注意     | 6   |
| 8. 介護相談員の受け入れについて   | 6~7 |

# 1. 施設・設備の概要

## (1) 提供できるサービスの種類

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 運 営 主 体   | 社会福祉法人 三愛会                  |
| 施 設 の 名 称 | 特別養護老人ホーム士別コスモス苑            |
| 所 在 地     | 士別市東9条2丁目2番地                |
| 介護保険指定番号  | 介護老人福祉施設（北海道指定第0173200916号） |
| 入 所 定 員   | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護10名    |

## (2) 施設の設備概要

| 居室・設備の種類 | 短期入所関係 | 備 考           |
|----------|--------|---------------|
| 居 室（1人室） | 4 室    |               |
| 居 室（2人室） | 1 室    |               |
| 居 室（4人室） | 1 室    |               |
| 食 堂      | 1 室    | （機能回復訓練室同フロア） |
| 浴 室      | 2 室    | 一般浴・特殊浴槽      |
| 医務室      | 1 室    |               |

## (3) 施設の職員体制

| 職 種          | 職 員（派遣含）   | 非常勤職員 |
|--------------|------------|-------|
| 1. 施設長（管理者）  | 1 名        |       |
| 2. 生活相談員     | 2 名        |       |
| 3. 介護職員      | 23 名       | 11 名  |
| 4. 看護職員      | 5 名        | 1 名   |
| 5. 管理栄養士・栄養士 | 2 名        |       |
| 6. 事務員       | 3 名        | 2 名   |
| 7. 医師        | （嘱託医師）     | 1 名   |
| 8. 介護支援専門員   | （看護師兼務1名含） | 3 名   |
| 9. 機能訓練指導員   | （看護職員兼務）   | 1 名   |
| 10. 調理員      | 3 名        | 4 名   |

## (4) 施設職員の勤務体制

| 職 種        | 勤 務 体 制               |
|------------|-----------------------|
| 1. 医師（嘱託医） | ・内科医 1名 回診 隔週（月2回）    |
| 2. 介護職員    | ・早出 午前 7時30分～午後 4時15分 |
|            | ・日勤 午前 9時00分～午後 5時45分 |
|            | ・遅出 午前10時15分～午後 5時45分 |
|            | ・夜勤 午後 4時30分～午前 9時30分 |
| 3. 看護職員    | ・日勤 午前 9時00分～午後 5時45分 |
| 4. 機能訓練指導員 | ・看護職員が兼務              |

## 2. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- |                          |
|--------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合   |
| (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

#### [サービスの概要]

#### ①食事（食材料費及び調理費は「食費」として全額ご利用者様負担となります。）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

|      |          |        |          |
|------|----------|--------|----------|
| 食事時間 | 朝食：午前8時～ | 昼食：正午～ | 夕食：午後5時～ |
|------|----------|--------|----------|

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

#### [サービス利用料金（1ヶ月当たり）]

別紙の料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用自己負担額と食費及び滞在に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度に応じて異なります。）

### (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### [サービスの概要と利用料金]

#### ①介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをご利用される場合は、超えた分の費用の全額をご

負担いただきます。

②食費（食材料費及び調理費）及び滞在費（光熱水費及び室料）

別紙利用料金表のとおりです。（ただし、経管栄養については濃厚流動食の種類により食費のご利用料金を超える場合があります。）

③理髪〈理髪サービス〉

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。（利用料金：1回あたり 2,500円）

④レクリエーション

ご利用者様のご希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。（利用料金：材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

サービス提供についての記録は月～金曜日（祝祭日を除く）の8時45分から17時30分の間に、所定の申出書を提出していただいたのち、閲覧することができます。なお、複写物を必要とする場合は、複写（コピー）を交付します。（無料）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用でご利用者様にご負担いただくことが適当であるものについては、ご利用者様負担とさせていただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦移送サービス

通院：原則市内に限り、ご利用者様の通院の移送サービスを行います。（無料）

★移送サービスについては、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額をご負担いただくことになる場合があります。その際には事前に変更する内容と事由について、変更を行う1カ月前までにご説明します。

⑧通常の事業実施区域以外への送迎

通常の事業実施区域以外の地域にお住まいの方で、当施設のサービスをご利用される場合は、お住まいと当施設との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

送迎につきましても、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額をご負担いただくことになる場合があります。その場合には事前に変更する内容と事由について、変更を行う1カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金は、利用日数に基づき計算し翌月初旬にご請求いたしますので、支払期日までに、請求書に記載の金融機関でお支払い下さい。

なお、お支払いにつきましては、振り込みの場合は、社会福祉法人三愛会が指定する金融機関で手数料とともに口座振り込みによりお願いいたします。

(4) 入所（利用）中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者様のご希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものではありません。

#### ①協力医療機関

- ・名称 士別市立病院
- ・所在地 士別市東11条5丁目3029番地1
- ・診療科 内科、外科、整形外科、婦人科、精神神経科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、泌尿器科、麻酔科

#### ②協力歯科医院

- ・名称 ももせ歯科医院
- ・所在地 士別市大通東1丁目

### 3. 利用の中止・変更・追加をしていただく場合

- ①ご利用予定の前に、ご利用者様の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。
- ③ご利用者様がサービスを利用している期間中でも、ご利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係るご利用料金はお支払いいただきます。

### 4. 苦情の受付について

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 施設長 佐々木 裕司
- 受付時間 月曜日 ~ 金曜日 午前9時00分 ~ 午後5時30分

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

士別市役所内 介護保険課  
所在地 士別市東6条4丁目  
電話 0165—23—3121  
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

### 5. 事故発生時の対応について

#### (1) 事故発生時における基本方針

- ①日頃より看護職員の指示のもと、職員一人一人が共通の意識をもち、ご利用者様の状態観察を徹底し、状態変化をいち早く把握するよう努めます。
- ②夜間帯での特変時(看護職員不在時)にはバイタル測定後、看護職員へ連絡し状況を出来る限り明確に報告し指示を仰ぎ、生活相談員への連絡も合わせて行います。  
(急を要する場合にはこれに限らず、市立病院へ救急車で搬送いたします。)
- ③生活相談員からご家族へ状況を報告させていただきます。
- ④緊急を要する場合は、速やかに救急車を要請し市立病院へ搬送いたします。

## (2) 事故発生時の対応手順について

### ①最善の処置

介護事故が発生した場合、先ずご利用者様に対して可能な限り緊急処置を行います。  
引き続き速やかに看護職員へ連絡し、最善の処置を施していきます。

### ②施設長への報告

速やかに施設長へ報告し、施設にて対応出来ない状況であれば市立病院へ救急車で搬送し、担当医師の指示を仰ぎます。

### ③ご家族への説明等

出来る限り速やかにご利用様のご家族へ誠意をもって状況を説明し、ご家族の申出についても誠実に対応させていただきます。

## 6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、当施設に入所されているご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則としてお持ち込みできません。

①刃物類 ②爆発物等の危険物 ③ペット類

### (2) 面会時間 午前7時から午後9時まで（ご面会の方は、面会者名簿にご記入して下さい。）

### (3) 食事

お食事がご不要な場合は前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、「食費に係る自己負担」はいたしません。

### (4) 喫煙

施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。

## 7. 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の必要があると認められる場合には、ご利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人様のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## 8. 介護相談員の受け入れについて

介護保険のサービスを利用者している方やそのご家族から、サービスに対する要望・疑問・不満

などをお聞きし、サービスを提供している事業者との橋渡しをし、より良い介護サービスを受けていただくことを目的に介護相談員の受け入れをいたします。

活動内容は、介護保険施設等を定期的に訪問し、サービスを受けているかたやそのご家族からお話をお聞きしたり、ご相談をお受けしたりしています。そして、その内容を施設に伝えていただき、問題の解決や改善につなげます。

相談員の受け入れに際して、サービス改善のために必要最低限の個人情報を介護相談員に提供する場合があります、相談員の方々には守秘義務を守っていただきます。

平成 年 月 日

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）のサービス提供にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 士別コスモス苑

説明者 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）のサービス提供についての重要事項の説明を受け、これに同意いたしました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

成年後見人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印